

## 1 施策の体系—基本目標・基本方針・基本施策—

住民一人ひとりが、基本理念を自分自身のものとして捉え、より実効性のあるものとするために、次の4つの基本目標を定めました。

住民・福祉事業者・行政・社協が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して地域福祉活動を展開するための目標で、基本理念を達成していくための骨組みともいえます。

### 基本目標 1

**自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！**  
 —住民による安全・安心なまちづくり—

### 基本目標 2

**暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！**  
 —わかりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくり—

### 基本目標 3

**自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！**  
 —地域まるごと支え合いの仕組みづくり—

### 基本目標 4

**地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！**  
 —地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり—

この4つの「基本目標」に、それぞれ「基本方針」、さらに今後5か年に成し遂げるための「基本施策」を、以下に示しています。

さらに、それぞれの基本施策には、地域福祉推進に係る関係各課が取り組むべき、より具体的な内容を「推進施策」として示しました。

基本目標 1

自分たちのまちは、自分たちで守ろう、創ろう！

－住民による安全・安心なまちづくり－

地域福祉活動の推進のためには、本人や家族の自助努力と、住民による身近な地域における支え合いを中心とした、住民主体の地域づくりが重要です。

そのために、住民への意識啓発や圏域ごとの組織の活動範囲の整理と活動の活性化の支援、地域の支援体制の充実など、地域福祉活動をより円滑に行うための支援をします。

また、地域ぐるみの防災・防犯活動や、バリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン\*を取り入れた、人にやさしいまちづくりを進めます。

市は、地域に住む人、一人ひとりが主体となって、地域福祉の推進に向けて自ら行動するための、支援を行います。

■ 1-1 住民主体の地域福祉活動の展開

- 1-1-1 身近なつながりからはじまる地域福祉意識の啓発 (P42)
- 1-1-2 地域福祉活動圏域単位の地域福祉の推進 (P44)

■ 1-2 ひとにやさしい安全・安心なまちづくり

- 1-2-1 地域ぐるみの安全活動（防災・防犯・交通安全）の推進 (P47)
- 1-2-2 ひとにやさしいまちづくりの推進 (P50)

## 基本目標 2

## 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう！

－わかりやすい情報の提供と地域に根ざしたサービスの基盤づくり－

身近な地域で、個々の状況に応じた福祉サービスが利用できるように、分かりやすい情報の提供と、きめ細やかな相談体制の充実を図ります。

また、住民の身近な生活課題や福祉課題を把握・解決するための手段として、当事者力の強化と、制度に規定されているか否かを問わず、様々なサービスの充実を図ります。

その他、福祉事業者によるサービスの質の向上や、社会保障制度の適正な運用など、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。

## ■ 2-1 誰にでも分かりやすい広報・啓発の推進

- 2-1-1 各種の媒体や身近な窓口を活用した広報・啓発の推進（P52）
- 2-1-2 情報バリアフリー化と分かりやすい情報の提供（P54）

## ■ 2-2 きめ細やかな相談体制の確立

- 2-2-1 身近な困りごとに対する相談窓口の充実と体制の確立（P56）
- 2-2-2 専門的な相談体制の確立（P58）

## ■ 2-3 幅広い多様なサービスの充実

- 2-3-1 セルフヘルプ\*・「当事者力」活用の推進（P60）
- 2-3-2 インフォーマルサービス\*の充実（P62）
- 2-3-3 公的な福祉サービスの充実（P64）

## ■ 2-4 サービスの質の向上

- 2-4-1 苦情解決窓口の充実と第三者評価制度の推進（P66）
- 2-4-2 セーフティネットの推進（P68）

基本目標 3

自助・共助・公助の重層的な支援体制を創出しよう！  
－地域まるごと支え合いの仕組みづくり－

暮らしの場・生きる場としての地域には、公的なサービスだけでは補えない、様々なニーズがあります。また、サービスの有無に関わらず、身近な地域に住む人でなければ気付かない事柄も多くあります。課題を抱える本人が、その課題に気付いていない場合や、気付いていてもどうすれば良いのか分からない場合もあります。

地域の人の「気付き」に対し、地域内で迅速に対応できる仕組みづくりや、必要に応じて行政や専門機関との連携を図れるような支援体制の構築を目指します。

■ 3-1 早期発見・早期対応に向けた支援ネットワークの確立

- 3-1-1 支援を必要としている人への適切な対応（P 71）
- 3-1-2 支援機関の機能強化（P 73）

■ 3-2 関係機関の連携の強化

- 3-2-1 地域におけるネットワークの構築（P 75）
- 3-2-2 保健・福祉・医療の連携の強化（P 77）

## 基本目標 4

## 地域の福祉力を引き継ぐ担い手を育もう！

－地域福祉活動を支えるひとづくりと活動の拠点づくり－

地域福祉活動を進めて行く上では、それを担う人材の育成が必要です。

そのため、学校や地域における福祉学習や人権教育を進めます。また、地域ボランティアや市民活動の促進とともに、年齢や障害の有無に応じた働きかけをし、人材育成と自己実現に向けた活動の展開を図ります。

その他、地域福祉を支える拠点の整備や居場所作り、健康づくりなどを促進し、地域を支える人づくり・場所づくりを進めます。

## ■ 4-1 こころのバリアフリーの推進

- 4-1-1 地域・家庭・学校を結ぶ地域福祉活動・福祉学習の推進（P78）
- 4-1-2 多様な人格と個性を尊重し、相互に高めあえる意識の醸成（P80）

## ■ 4-2 地域福祉の新たな担い手の養成

- 4-2-1 地域の福祉活動への参加のきっかけづくりと活動支援（P82）
- 4-2-2 ボランティアの養成と活用（P84）
- 4-2-3 地域福祉活動を担う団体への支援（P86）

## ■ 4-3 健康づくり・生きがいづくり活動の推進

- 4-3-1 健康づくりの場や機会の確保（P87）
- 4-3-2 社会参加と生きがいづくり（P88）

## ■ 4-4 地域福祉活動を支える拠点機能の充実

- 4-4-1 地域福祉センターの整備と機能の充実（P90）
- 4-4-2 公共的な施設の有効活用による居場所づくり（P92）